

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第一条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員
	1種	2種	3種	4種	
1年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 50,500
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	48,700
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	46,900
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	45,100
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	43,300
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	41,500
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	39,700
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	37,900
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	36,100
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	34,700
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	33,300
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	31,900
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	30,500
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	29,100
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	27,700
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	26,300
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	25,700
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	25,100
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	24,100
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	23,500
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	22,900

26年以上27年未満	271, 200	242, 200	204, 800	163, 500	22, 300
27年以上28年未満	249, 000	221, 800	187, 700	149, 200	21, 700
28年以上29年未満	226, 600	201, 400	170, 400	134, 900	20, 900
29年以上30年未満	203, 800	180, 600	152, 800	120, 600	20, 600
30年以上31年未満	179, 000	158, 700	134, 800	105, 600	20, 200
31年以上32年未満	154, 100	136, 800	116, 500	90, 800	19, 600
32年以上33年未満	129, 500	115, 100	98, 600	75, 600	18, 700
33年以上34年未満	91, 400	83, 200	72, 600	56, 500	17, 800
34年以上35年未満	56, 100	53, 400	48, 300	38, 100	17, 100

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以降の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

第二条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号及び第四号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第九条の二第一項第三号に規定する職は、行政職給料表、医療職給料表(二)及び研究職給料表の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第三条を次のように改める。

第三条 条例第九条の二第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する職に採用された職員又は同条第二項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第三項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が大学卒業の日から十年（学校教育法に規定する大学院の修士課程を修了した者にあつては、その修了の日から十年）を経過するまでの期間内に行われたもの
第四条に次の一号を加える。

三 前条第二号に規定する期間内に新たに第二条第三項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの

第五条中「三十五年」の下に「（第二条第三項に規定する職を占める職員にあつては十年）」を加える。

第六条第一項中「三十五年」の下に「（第二条第三項に規定する職を占める職員にあつては十年）」を加え、「大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を「第三条第三号及び第四条第三号に掲げる職員以外の職員に

あつては大学」に改め、同条第二項中「（人事委員会の定める職員を除く。）」を削る。

第七条中「三十五年」の下に「（第二条第三項に規定する職を占める職員にあつては十年）」を加える。

附則第十項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 50,500	円 30,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500	27,000
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500	24,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500	21,000
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500	18,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500	15,000
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	48,700	12,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	46,900	9,000
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	45,100	6,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	43,300	3,000
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	41,500	
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	39,700	
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	37,900	
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	36,100	
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	34,700	
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	33,300	
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	31,900	
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	30,500	
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	29,100	
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	27,700	
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	26,300	
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	25,700	
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	25,100	
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	24,100	
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	23,500	
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	22,900	

26年以上27年未満	271, 200	242, 200	204, 800	163, 500	22, 300	
27年以上28年未満	249, 000	221, 800	187, 700	149, 200	21, 700	
28年以上29年未満	226, 600	201, 400	170, 400	134, 900	20, 900	
29年以上30年未満	203, 800	180, 600	152, 800	120, 600	20, 600	
30年以上31年未満	179, 000	158, 700	134, 800	105, 600	20, 200	
31年以上32年未満	154, 100	136, 800	116, 500	90, 800	19, 600	
32年以上33年未満	129, 500	115, 100	98, 600	75, 600	18, 700	
33年以上34年未満	91, 400	83, 200	72, 600	56, 500	17, 800	
34年以上35年未満	56, 100	53, 400	48, 300	38, 100	17, 100	
備考 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以降の期間を示す。 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。						

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。